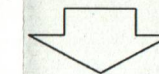


<市会議場に関わる調査の結果>

本庁舎の耐震補強を行う前に市会議場の増改築を先行して単独で行うことは、市会議場を含めた本庁舎の  $I_s$  値が耐震改修促進法で要求される耐震性能 ( $I_s$  値 0.6 以上) に達していないことから、現在の建築基準法に適合しておらず、不可能であることが分かりました。

市会議場に係るこれまでの主な課題

- (1) 理事者席が議員席後方に位置している。
- (2) 議場内のバリアフリー化
- (3) 傍聴席から議場全体が見えにくい。



市会議場の改修方法(案)

- (1) 議長席後方の壁面をさらに後方へ移し替え、理事者席を前面に移設
- (2) 議場床の段差解消
- (3) 議場後方の2階倉庫を撤去し、3階傍聴席を議員席後方(2階)へ移設  
(現在の3階傍聴席は記者席等とする。)

市会議場の改修に係るメリット・デメリット

メリ ット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歴史的、文化的価値の高い現議場を保存・活用することが可能</li> <li>・ 理事者席を前面に移設することができる。</li> <li>・ 議場のバリアフリー化が実現できる。</li> <li>・ 傍聴席から議場全体を見ることが出来る。</li> </ul>
デ メ リ ット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 拡張により、撤去となる市会給湯室、第二応接室、倉庫などの移設が必要</li> <li>・ 現議場を使用しながらの工事となるため、議会スケジュールと工程の調整が必要</li> </ul>



注) 議場の改修内容・範囲は、構造補強および工事工程等の詳細な検討を要する。